

# 検証資料一覧

条 項 号	視点	担当部署	資 料	チェックポイント	参照資料
<b>★市民、議会、市は役割と責任を果たしているか？</b>					
議 会					
議会の役割					
6	1	条例の制定、改廃や予算などを審議し、議決する。	議 会 事務局		
6	2	市民の意思がいかされ、市政運営が正しく行なわれているかを監視する。			
議会の責任					
7	1	会議の公開など開かれた議会運営に努める。	議 会 事務局	・開かれた議会に向けての総合的な取り組みの状況	議員数、議会開催の状況、議員活動の内容
7	2	議会の権限や責任など基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするように努める。			
議員の責任					
8	1	議会活動の情報や市政の状況などを市民に説明するよう努める。	議 会 事務局		
8	2	市政に関する調査権や議案の提出権などを積極的に活用するよう努める。			
市(市長や他の執行機関、職員)					
市長の責任					
9	2	市民の意向を正しく判断し、市政の課題に対処したまちづくりを進める。	秘書広報課	・タウンミーティング等の実施状況	実施方法、内容、意見の政策への反映状況
<b>★自治確立のための取り組みは機能しているか？</b>					
コミュニティ活動と市民公益活動を支援する。					
12		コミュニティ活動の役割を尊重し、適切な施策を講じる。	生活課	・コミュニティ、自治会活動への支援状況	・自治会の組織率 ・コミュニティ活動支援拠点の状況 ・まちづくり計画の策定状況 ・補助金のしくみ
					・資料6-1 ・資料6-2 ・資料6-3 ・資料6-4

条 項 号	視 点	担 当 部 署	資 料	チェックポイント	参 照 資 料
市民との情報共有に努める。					
14	市政情報を積極的に公開する。	庶務課	・情報公開請求の状況	情報公開件数、内容	資料7
15	個人情報保護するとともに、個人情報の開示請求に適切に対応する。	庶務課	・個人情報の公開と訂正の請求状況	情報公開件数、内容	
市民参画を進める。					
17	市民生活に重大な影響を及ぼすような計画策定や条例の制定などの際は市民に意見を求める。	企画課	・パブリックコメント、アンケート、説明会等市民意見聴取の実施状況	パブコメ、アンケート、ワークショップ、説明会等の件数、内容、市政反映の状況	資料1-1 資料1-2
18	1 審議会など委員選任の際は、原則として公募委員を募る。	企画課	・審議会等の公募委員の参画状況	審議会等公募委員の参画規定状況、公募委員人数、公募委員の選定方法	資料3-1 資料3-2
協働のまちづくりを進める。					
20	協働のまちづくりを推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援する。	生活課	・協働事業の推進状況	・公募型協働事業の実施状況、協働推進員の活動状況 ・補助金・委託のしくみ	・資料8-1 ・資料8-2
市民参画や協働を円滑に進め、市民自治の進展を図るために自治推進委員会を設置する。					
21	市民参画や協働を円滑に進め、市民自治の進展を図るために自治推進委員会を設置する。	企画課	・自治推進委員会の審議の状況	諮問件数とその内容、その他審議の内容	資料11
★ 市政運営において条例の規定を守られているか？					
23	政策立案、実施及び評価の過程においてその内容を説明し、市民意見に対しては速やかに回答・公表する。	秘書広報課	・ひまわり通信等の実施状況	意見聴取のしくみ、件数、内容、意見の政策への反映状況	資料12
24	総合計画を策定し、進行管理し、必要に応じて見直しを図る。	企画課	・総合計画の策定と見直しの状況	策定、見直しの状況	資料13
25	市民にわかりやすく効率的に市の組織を編制し、常に見直しするよう努める。	企画課	・組織編制と見直しの状況	組織編制、見直しの状況	資料14

条	項	号	視点	担当部署	資料	チェックポイント	参照資料
26			健全な財政運営に努め、年2回以上財政状況を公表する。	財政課	・財政状況	財政状況とその公表の状況	資料9
27			出資法人に健全運営のための指導や助言を行う。	・財政課ほか 担当課 ・庶務課	・出資法人と指導・助言の状況(財政課ほか担当課) ・出資法人への監査の状況(庶務課)	出資法人の一覧、指導・助言の内容	資料10
28			行政評価を行い施策を見直すとともに、実施に当たっては市民参画に努め、結果を公表する。	企画課	・行政評価の実施状況	行政評価への市民参画の状況、予算への反映状況、パブリックコメントの実施の有無	資料15
29			公平・公正で効率的な行政運営のために外部監査人による監査を実施する。	庶務課	・外部監査の実施状況	包括外部監査、外部監査の実施状況	資料17
31			他の地方公共団体などと連携・協力し、広域的な課題解決に努める。	企画課	・他の地方公共団体との広域的組織の設置状況	地方公共団体との広域的組織の設置状況	資料2
<b>★ その他</b>							
32			市政に関する最高規範であることを踏まえ、この条例の理念に則り市政運営や制度整備し、条例や規則等の体系化を図る。	企画課	・自治基本条例を頂点とした例規と行政計画	条例制定後に策定した例規、主な条例と行政計画の一覧	資料16
33			施行後5年を超えない期間ごとに、条例の理念に適合しているか検討、見直しをする。	企画課	・自治基本条例検証の市民アンケートの結果	アンケートの集計結果、分析	